

スパハウス ろっかぼっか 会員利用細則

第1条（総則）

本細則は「スパハウス ろっかぼっか 会員利用規約」（以下、「規約」といいます）第21条に基づき、規約の細部について、「スパハウス ろっかぼっか」（以下、「本施設」といいます。）を運営管理する六ヶ所げんねん企画株式会社（以下、「運営管理会社」といいます。）が定めたものです。

第2条（特別法人会員）

特別法人会員の年会費は、1口 165,000円（税込）とします。

- 2 特別法人会員の契約口数は、原則として、本施設を利用しうる社員10名につき1口で算出し、具体的には、契約法人と運営管理会社の協議により決定するものとします。
- 3 特別法人会員の初年度契約が4月1日を過ぎて成立した場合の年会費については、原則として、ご利用開始希望日以降最初の3月31日までの残月数に応じ、月割計算で算定いたします。
- 4 特別法人会員は、運営管理会社が認めた場合において、本施設を特別会員料金で利用できます。なお、特別会員料金及び利用条件等については、別途料金表等によりお知らせするものとします。
- 5 特別法人会員の社員には、所定の登録手続きをしていただき、運営管理会社より会員証を交付いたします。

第3条（法人会員）

法人会員の年会費は、1口 110,000円（税込）とします。

- 2 法人会員の契約口数は、原則として、本施設を利用しうる社員10名につき1口で算出し、具体的には、契約法人と運営管理会社の協議により決定するものとします。
- 3 法人会員の初年度契約が4月1日を過ぎて成立した場合の年会費については、原則として、ご利用開始希望日以降最初の3月31日までの残月数に応じ、月割計算で算定いたします。
- 4 法人会員は、運営管理会社が認めた場合において、本施設を会員料金で利用できます。なお、会員料金及び利用条件等については、別途料金表等によりお知らせするものとします。
- 5 法人会員の社員には、所定の登録手続きをしていただき、運営管理会社より会員証を交付いたします。

第4条（一般個人会員）

一般個人会員の年会費は、2,750円（税込）とします。

- 2 マッサージ割引を希望しない場合の年会費は、1,650円（税込）とします。
- 3 一般個人会員は、運営管理会社が認めた場合において、本施設を会員料金で利用できます。なお、会員料金及び利用条件等については、別途料金表等によりお知らせするものとします。
- 4 一般個人会員には、所定の申込手続きをしていただき、運営管理会社より会員証を交付いたします。

第5条（一般家族会員）

一般家族会員の年会費は、5,500円（税込）とします。

- 2 マッサージ割引を希望しない場合の年会費は、3,300円（税込）とします。
- 3 一般家族会員は、運営管理会社が認めた場合において、本施設を会員料金で利用できます。
なお、会員料金及び利用条件等については、別途料金表等によりお知らせするものとします。
- 4 一般家族会員には、所定の申込手続きをしていただき、運営管理会社より会員証を交付いたします。

第6条（営業時間）

本施設の営業時間は原則として次のとおりといたします。

営業時間 10:00 ～ 21:00（入館締切 20:30）

- 2 運営管理会社は、必要に応じて営業時間を変更することができるものとします。

第7条（休業日）

本施設の休業日は原則として毎月最終月曜日とし、休業日が祝祭日・イベント開催等の場合は営業し、休業日を別の日に振り替えるものとします。

- 2 運営管理会社は、必要に応じて臨時休業日を設けることができるものとします。

付 則

- 1 本細則は、平成15年4月1日より実施いたします。
- 2 本細則は、平成18年4月1日より実施いたします。
- 3 本細則は、平成26年4月1日より実施いたします。
- 4 本細則は、令和元年10月1日より実施いたします。